国連特別総会「女性2000年会議」の成果と課題

鵜野 綾香

広島大学大学院国際協力研究科教育文化専攻 博士課程後期 〒739-8529 東広島市鏡山1-5-1

1.はじめに

2000年6月5日~10日までニューヨークの国連本部において特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けた男女平等・開発・平和」(Women 2000:Gender Equality, Development and Peace for the 21st Century)が行われた(以下「女性2000年会議」とする).本稿では、その会議と並行して開催された非公式NGOフォーラムに筆者がNGOの一員として参加し、ニューヨークでの滞在・交流経験(6月1日~6日)の一部を紹介する。そしてこのような国際的な会議によって得られた成果や課題が我々の日常生活にどのような影響を及ぼすのか、あるいは女性問題解決に向けてどのように貢献し得るのかその可能性を提示し、国際的会議のもつ限界や問題点を指摘することを目的とする。

まず,世界女性会議の変遷を追い,女性2000年会議におけるNGOの動き及び採択された文書の内容を分析し紹介する.そして筆者が参加したフォーラムやシンポジウムなどをいくつか提示し,最後にそれらをふまえ,女性会議のもつ問題点や課題,女性問題解決への方策,及び今後の展望を論じる.

2.これまでの世界女性会議の変遷1

国連は創設されて以来四半世紀,男女平等を求める政策的・方法論的試みを行ってきた.それらの試みは時流を反映したものであり,そこには女性に対する捉えられ方の変化をみることができる.特に,国連が4度にわたって開催した世界女性会議は,男女平等の主張を地球的課題の中心に据える上で,大きな役割を果たした.これら一連

の会議は、公的・私的なあらゆる領域における各地の女性の地位向上を目指す実効的な行動計画によって、国際社会を共通目標のもとに結束させた、つまり、4度の世界女性会議は、女性の平等を求め、女性の地位向上を目指す戦略と行動計画を策定することであった。各世界女性会議における重要目標を表にまとめた(表1).

1975年から20年間,それまでの会議の成果をふまえ,大きな転換点をむかえるのが1995年,北京で開催された第4回世界女性会議である.189ヶ国の政府代表,約17000人が参加し,「北京宣言」と「行動綱領」が全会一致で採択された.「女性NGOフォーラム 北京95」には,世界各地から約3万人が集まり,過去最大の会議となった.この会議の目的は,1985年の「ナイロビ将来戦略」の実施状況を検討・評価すること,そして将来戦略を具体的に実行する方策である「行動綱領」採択することであった.行動綱領は,過去3回の世界女性会議で到達した政治的合意に基礎をおき,今後5年間に国際社会がとるべき行動の12の重大問題領域を設定した.

これまでの20年間の努力は,法制上の整備,女性の状況と資源へのアクセスの改善などには貢献をし,女性の視点をくみ入れた方策が提示されるようになったが,男女関係における不平等な基本的社会構造を変えるところまでには至らなかった.そこで北京では,男女不平等を社会の全体的構造のなかで位置づけ,そのなかにおける男女間のあらゆる関係を再評価すべきであるとの認識に立ち,議論の焦点を女性からジェンダーの理念へとシフトさせる新たな段階を迎えることといった.このような転換によって,「女性の権利は人権である」こと,男女平等こそ万人に利益を与え

66 鵜野 綾香

	重要目標及び課題	採択文書	NGOフォーラム
第1回 1975年 メキシコ・ シティー	・完全な男女平等と男女間差別の廃絶 . ・開発への女性の統合と完全な参加 . ・世界平和の強化に対する女性の貢献の増大 .	・世界行動計画・メキシコ宣言・アフリカ・アジア・太平洋地域内フォローアップ計画・35の決議	「国際女性年トリピューン 」 (約6000人)
第2回 1980年 コペンハー ゲン	・教育,雇用機会及び十分な医療サービスに対する平等なアクセス . ・女性の財産所有・管理権を確保する国内的措置の強化 . ・女性の相続権,養育権及び国籍喪失に関する改善 .	・行動プログラム	「国連女性の10年中間年NGO フォーラム」 (約8000人)
第3回 1985年 ナイロビ	・意思決定とあらゆる人権問題の取り扱いに対する女性の参加の促進.・憲法・法律面の措置.・社会参加における平等.・政治参加と意思決定における平等.・すべての問題に関する女性の観点と積極的な関与と必要性の認識.	・ナイロビ将来戦略	「民間会議NGOフォーラム 85」(約15000人)
第 4 回 1995年 北京	・女性のエンパワメント. ・12の重大問題領域(女性と貧困,女性の教育と訓練,女性と健康,女性に対する暴力,女性と武力紛争,女性と経済,権力と意思決定における女性,女性の地位向上に向けた制度的機構,女性の人権,女性とメディア,女性と環境,女児)の設定及びそれらの克服. ・社会全体における制度と政治・経済分野の意思決定の再編,及びジェンダーのメインストリーミング. ・北京行動綱領の完全実施	・北京宣言 ・行動網領	「女性NGOフォーラム 北京 95」(約30000人)
特別総会 2000年 ニューヨー ク	・女性に対する暴力への対応の充実 . ・政策・方針過程へのより積極的な女性の参画 . ・女性のための教育の質・量における拡充 .	・政治宣言 ・成果文書	開催されず

表 1 世界女性会議において設定された重要目標及び課題

(国際連合広報センター編・国際女性の地位協会訳(1998)及び,国際連合広報センター(2000)などを参照し作成.)

る普遍的事項であることが再確認された.

しかしながら,今まで言及されていなかった新たな問題,特に性に関する権利の問題において,さまざまな意見の不一致が明らかになった.事前協議でコンセンサスを得られなかった「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」については,1994年の国際人口「開発会議並みの合意ができた.人口妊娠中絶や同性愛を認める「セクシャル・ライツ(性に関する作用が立場から反対するバチカンと主張する欧州連合(EU)と,宗教上,あるいは倫理的立場から反対するバチカンやイスラム諸国などが対立した.最終的には,「セクシャル・ライツ」にかわって,「性について自由に意思決定する権利」という表現が盛り込まれた(藤原1996,116).

この会議では、NGOの存在と影響が劇的に増大した、NGOによるロビー活動は行動綱領の内容に直接的な影響を与えたほか、行動綱領実施のために行った公約について、各国指導者の説明責任を問うという重要な役割を果たすことになった。

これら一連の女性会議の特徴は,政府間会議と並行してNGO主催で民間会議が開催されたことである。国連の世界会議は政府代表が参加するものであるが,NGO主催の民間会議は,国籍資格を問わない民間女性団体や個人による自由参加の会議である(藤原1996, 114)、年々NGOフォーラムに参加する人々が増え,意見交流が活発に行われ,政府間会議に自分たち草の根の声を届けようとする勢いが政策にも反映されている。ここでは立場の違いにより,問題の捉え方にズレが見られる場面もあるが,まずは女性たちが連帯することが重視されているように思われる。

北京以降,法律の改正,制定などが行われ,さまざまなレベルにおいて多くの成果がみられた.また政策立案過程においても,女性の声が活かせるような特別措置が講じられ,意思決定過程に男性と同じく平等な参加が促進されるような取り組みが行われている.

3 . 女性2000年会議の概要2

(1)なぜ第5回世界女性会議ではないのか

1995年北京会議のフォローアップとして,国連 総会は同会議で採択された北京行動綱領の5年間 の再検討を行うため,2000年6月5日~10日(採 択文書に関する協議の難航から当初会期より1日 延長)の日程でニューヨークの国連本部において 特別総会が開催された.この会議は,第5回世界 女性会議とは称されず, あくまでも国連総会の特 別会期 (United Nations General Asembly Special Session: UNGASS) として開催され,名称も「女 性2000年会議:21世紀に向けた男女平等・開発・ 平和」(Women 2000: Gender Equality, Development and Peace for the 21st Century) と呼ばれる.この他 にも「北京+5(北京プラスファイブ:北京から 5年後という意味)」とも呼ばれるこの特別総会 は,行動綱領の実施状況の再検討と評価を行うと ともに,男女平等を実現するための今後の戦略, 更なる行動とイニシアティブについての協議をす ることが目的であった.具体的には,グットプラ クティスの実例,プラスの行動,得られた教訓, 残された障害と重要課題に焦点が当てられた3.

会議は国連本部ビル内で行われ,各国代表,オブザーバー,国連諸機関,NGO等総勢207人のステートメントが行われる本会議(Plenary)と,成果文書の協議を行うアドホック全体会合(Ad Hoc Committee of the Whole)の二つの会議が並行して開催された.会議には約180ヶ国からおよそ2300人の政府代表団と,1063の認定NGOから2043人が参加し,日本からは39人の代表団が出席した.その他に国連女性開発基金(UNIFEM)などの国連諸機関主催による,シンポジウムやパネルディスカッションが行われた.最終日には,「政治宣言」4と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」(以下「成果文書」とする)が採択された.

ここではっきりと「第5回」と銘打たないのは, あくまでも95年北京会議のフォローアップとして の性格が強いこと,また西暦2000年という歴史的 な節目に特別会期として記念行事的に国連主導の もと開催するためではないかと考えられる.

(2)NGOの位置と役割

前述したように、これまで4回の女性会議では、 必ず政府間会議と並行してNGOフォーラムが開 催されてきた.このような背景には,NGOの参加が女性運動の強化と会議自体へ影響を与えると考えられてきたからである(女性2000年会議日本国内委員会1999a).また一方では,政府の代表は,必ずしも女性たちの声を取り上げ,本当の意味で女性の利益にかなう成果が得られるとは言い難いと考える草の根の女性たちが多くいたからであろう.しかしながら,今回の女性2000年会議は,第5回世界女性会議ではなく,国連総会の特別会期として開催されるという理由から,これまでのNGOフォーラムに相当する民間主導の会議が開催されないことになった。.

したがって,経済社会理事会への諮問的地位を 有するNGO, または第4回世界女性会議への参 加の認証(Accreditation) を受けたNGOしか参加 できないことになった7. つまり, これまでの会 議であれば,NGOフォーラムが同時に開催され ていたので,参加認証を受けていないNGOでも, 何らかの行動を起こすことが可能であり、またど この団体にも属さない個人として自由にフォーラ ムに参加することができた.しかし,今回はニュ ーヨークに行ったとしても,自分たちのワークシ ョップを開いたり、他のNGOや女性団体と意見 交換したり、交流したりする機会と場所がないと いう事態になってしまった.海外メディア WomenAction2000による新聞記事にも,パスカー ドを持っていないため,国連本部のビル敷地内に 入れず,多くの人が正面ゲートの前でたむろして いる写真が掲載されている.また参加認証をもっ ている団体でも,ビルには入れるが,セキュリテ ィの関係上,会議室には入れないとか,1団体に つき 2 人までといったさまざまな制約がある⁸. さらに,多くのNGO代表がビルや会議室に入る ことを拒否されており,敷地の外での活動を余儀 なくされ 焦燥感が募っている様子を伝えている. 国連代表の話によれば,国連の会議場は最大2000 人までしか収容できないこと、しかも利用できる スペースはまず最初にNGOのために割り当てら れ,次にメディア,最後に国連スタッフに割り当 てられていると述べている⁹.

このような事態にもかかわらず,より多くの NGOの意見を会議に反映させるために,さまざ まな意見を集約したNGOのレポート(Global

NGO Alternative Report) が, CONGO Conference Of Non-Gorvermental Organizations in consultative relationship with the United Nations:経済社会理事会の諮問的地位を有するNGOの連合)により作成された.そしてレポート作成と並行して,さまざまな種類のコーカス "と呼ばれる集会を開き,各国の女性政策の実施状況を調査・分析し,NGO独自の提言をまとめ,それを成果文書に盛り込むよう,本会議で討論している各国政府代表に要求した.

また,参加認証を所持しているか否かにかかわらず,特別総会に合わせてニューヨークを訪れるNGOの人々のために,「ホストコミッティ(歓迎委員会)」や「北京+5NGO組織委員会」などが組織され,NGOによる大小さまざまなイベント,フォーラム,シンポジウム,ワークショップなどがマンハッタンのあちらこちらで開催された。 従来のような公式のNGOフォーラムは開かれなかったが,これらはみな実質上の非公式NGOフォーラムともいえるものであった。筆者はこちらの非公式NGOフォーラムに参加した.

さらに、国連本部ビル前にあるチャーチ・センターの一室は、NGOのための情報収集・提供の場となっており、インターネット・カフェなどが設けられていた。ここは誰でも自由に出入りができるようになっており、筆者もそこでさまざまな資料や情報を入手したり、他の女性グループと意見交流をすることができた。

(3)「北京宣言及び行動綱領のための更なるイニシアティブ」(成果文書)の構成と概要

この会議のメインイベントは,行動綱領の更なる実施に向けて,各国政府,国連機関,市民社会が,今後どのような行動をとるべきかについて提言する成果文書の内容を協議し,採択することである.成果文書は,第1章:前文,第2章:行動綱領の12の重大問題領域実施に関する成果と障害,第3章:北京宣言及び行動綱領実施に際して直面する新たな課題,第4章:行動綱領の完全かつ更なる実施及び障害克服のための行動イニシアティブ,の4つの章,約250のパラグラフで構成されている.

ここでは紙幅の関係上,第2章の行動綱領の12

の重大問題領域に対応させた成果と障害の内容 (表2),第3章の21世紀を前にしてどのような新 たな課題が生じているのか(表3),そして第4 章の行動綱領と比べて強調された点,あるいは注 目すべき点について概観した(表4).

第2章で総括された成果にみられるように,多くの取り組み(政策,プログラム,プロジェクト)において,ジェンダーの視点を導入することが必要かつ重要であるという認識が高まっている.また男女平等を促進するための法律の改正,新たな制定がみられること,さらにどんな形の暴力であれ,女性に対する暴力は,女性の人権の侵害であることの意識が高まっていることがあげられた.

しかし、このような成果の一方で、実際には多くの取り組みにおいてジェンダーの視点が欠如している、または決して十分ではないこと、法的には平等だが、事実上依然として根強い女性差別があること、平時であれ戦時(武力紛争下)であれ、あるいは公的領域であれ私的領域であれ、女性に対する暴力にはきりがないことがあげられている・特に、グローバリゼーションは一部の女性に対してはより大きな経済的機会と自立をもたた女性が増加したことが明確に述べられている・また、からな性に関わる問題を解決しようとする政治をもな意思の欠如が最大の障害として考えられる・そしてどのレベルにおいても、女性が意思決定の場にいないことも障害として指摘された・

第3章及び第4章においても、社会の変化が女性に対しいかにネガティブな影響を与えるかを示している.従来知られていた女性に対する暴力に加えて、別の形態の暴力の存在が新たに明らかになった.とりわけ今回の文書では、トラフィッウになった.とりわけ今回の文書では、トラフィッウー(花嫁持参金殺人)といった問題が強調されている(パラグラフ51,104a).そして、グローバリゼーションや世界経済の流れの一つである情報通信技術の革命も、女性に利益をもたらすどころか、ますます女性に対して悪影響を及ぼしていることが明確に示されている(パラグラフ29,31bis,31).ますます女性に対して悪影響を及ぼしていることが明確に示されている(パラグラフ29,31bis,31).まっているであることが少なかったが、夫婦間のレイプ、家庭での性的虐待などを含むドメスティック・バイオレ

表2 第2章 成果と障害

状と おと草				
成果		現状と障害		
・NGOと政府の協力により貧困撲滅政策やプログラムにジェンダー視点の導入. ・多国間,国際,地域援助機関の政策へのジェンダーの視点の導入. ・教育やヘルスケアなど基本的社会サービスへのアクセス. ・女性のエンパワメントや所得創出活動を促進するためのアプローチ. ・農村地域女性による小額融資制度の利用. ・性別の違いによる貧困の影響の差異に関する調査研究.	A貧困	・収入の男女差,弱い立場にあるグループの貧困の根深さ,経済的男女不平等の拡大. ・債務負担,軍事費増大,国際法や国連憲章を無視した一方的な強制手段,武力紛争,外国による占領,テロリズム,低レベルのODAなど. ・男女間の経済的権力分担の不均衡,無償労働,女性への技術・資金援助不足,労働市場へのアクセスの不平等,土地所有・融資などの制限,有害な伝統的・文化的慣習.		
・教育は男女平等と女性のエンパワメントを達成する最も有効な手段の一つであるという認識の向上. ・すべてのレベルで女性と女児への教育と訓練の達成. ・ジェンダーによるバイアスを取り除く教育・訓練システムと,あらゆる研究分野への女性の参入.	B教育と訓練	・資源不足,不十分な政治的意思や参加. ・学校,教育機関,教材,カリキュラムなどに存在するジェンダーによる 差別や偏見,及びジェンダーによるステレオタイプの永続化. ・インフラの不整備や文化的慣習と女児の低就学率及び高いドロップアウト率の関係. ・女性の高い非識字率. ・構造調整プログラムの影響による,教育分野への予算削減と,教育インフラ整備への投資の減少.		
・女性の障害を通した保健プログラムの必要性の認識 . ・マラリア,結核,伝染病による女性の高い死亡率への注目 . ・女性のセクシャル/リプロダクティブヘルスとリプロダクティブ・ライツへの注目 . ・行動網領パラグラフ96の実施 . ・家族計画や避妊法に関する知識とその利用,及び男性の責任と意識の向上 . ・HIV/AIDSなどの性感染症から身を守るための方法の増加 . ・乳幼児,母体の健康への注目 . ・ジェンダーの視点を入れた保健教育 . ・精神衛生面での健康,高齢の女性の健康と環境的配慮への注目 .	C女性と健康	・乳幼児死亡率,妊産婦死亡率,HIV/AIDS感染率など国による格差の増大・・産婦人科医療への投資不足・・女性と女児のための健康に関する全体的アプローチの不在・・ジェンダーを考慮しないヘルスケア・サービス,保健調査・・貧困と開発の不足・・資金及び人材の不足,保健システムの民営化,保健部門のリストラ傾向の高まり・・セクシャル/リプロダクティブヘルスに関する情報の不足・・プライバシーの侵害・・不十分な男性用避妊具の開発・・タバコやタバコの煙が女性だけに与える影響・		
・家庭内暴力など暴力の防止と撤廃に関する意識の向上,及び法律,政策, プログラムなどの改善。 ・暴力問題を取り扱う部局間委員会,指針,議定書などの政策改革,あら ゆる形態の暴力から女性を守る法律や加害者を告訴するための法律の 導入及び修正。・ 法サービス,シェルター,カウンセリング,ホットラインの設置,特別 な訓練を受けた警察官の配備などサービスの提供・教育カリキュラム, 教材の開発。・ 暴力の根本要因についての調査研究。・ 政府とNGOの協力体制。・ 女性に対する暴力の一形態である女性性器切除などの有害な伝統的慣 習の撲滅に関する国,地域,国際的な支援体制と,教育的プログラムの 設置やこれらの慣習を有罪とする立法手段の導入。	D女性に対する暴力	・女性に対する暴力の根本原因に対する理解の欠如とさまざまな形態の暴力に関するデータの不足. ・女性に対する差別的な社会的・文化的な考え方,経済的不平等. ・家庭内での肉体的,性的,精神的暴力,女児への性的虐待,ダウリー,夫婦間レイブ,女性性器切除,その他女性を傷つける伝統的慣習の存在. ・保健システム,職場,メディア,教育制度,司法制度内での暴力対応策の限界. ・夫婦間の性暴力を含む家庭内暴力はブライベートな問題であるという認識. ・家庭内暴力や子どもボルノなど犯罪として取り締まるための立法措置の欠如. ・場当たり的な予防戦略.		
・国際刑事裁判所の役割 . ・レイブ,性奴隷,強制妊娠,強制売春,強制的不妊手術などは戦争犯罪であり,人道に対する罪であるということが国際刑事裁判所規定により採択 . ・平和構築,紛争解決,平和創造における女性の貢献に対する認識の向上 . ・非暴力的な教育,訓練,紛争解決の導入 . ・難民女性保護のための指針の普及と実施の進行 . ・難民女性のための全体的な支援活動の必要性の認識 .	E女性と武力紛争	・紛争,侵略戦争,外国による占領,植民地支配,テロリズムの影響。 ・平和維持,平和構築,紛争後の解決及び復興に関する意思決定における 女性の不参加。 ・精神的なケアの不足。 ・軍事費増大,武器の取引,武器生産への莫大な投資。 ・経済制裁。 ・国際法,国連憲章,国際人道法に違反した一方的な措置。 ・性奴隷,家事サービスの提供者として誘拐される少女の問題。		
・女性の経済的社会的権利を重視し,経済資源や雇用に平等にアクセスできるような措置を導入. ・国際的労働条約の批准と,これらの条約に適合する立法の制定. ・職場での差別的な行為に取り組み,劣悪な労働条件を改善する規定の確立. ・自然科学・科学技術,政策決定などの教育訓練,及び企業における女性の役割を促進するメカニズムの確立.	F女性と経済	・マクロ経済政策の開発におけるジェンダーの視点の欠如. ・所得,昇進,経歴におけるジェンダーによる差別や格差の存在,及び妊娠・出産や職場でのセクシャル・ハラスメントの存続. ・男性の家族に対する責任の認識不足. ・不完全な立法及び支援システム. ・男性の非協力で女性にのみ負担が強いられる現状.		

成果		現状と障害
・あらゆるレベルで意思決定や権力の場に女性が参加することの重要性の認識。 ・女性枠の制度や目標値の設定など積極的優遇措置の適用。 ・女性指導者向け訓練プログラムの開発。 ・男女ともに家庭と仕事の両立を図る措置の導入。 ・女性の地位向上のための国内的機構・機関の確立と強化。 ・女性政治家,女性議員,さまざまな分野の専門家の国内あるいは国際的ネットワークの確立の動き。	G権力と意思決定における女性	・法律上,事実上の不平等の存続. ・意思決定など高いレベルでの女性の参加は,1995年の北京会議以来ほとんど変化なし. ・政治,紛争解決・防止,経済,環境,メディアにおけるジェンダーの視点の欠如. ・伝統的に与えられた男女の役割. ・人材・資金不足. ・社会における女性に対するジェンダーに鈍感な態度,考え方. ・男女のパランスが取れた参加の重要性に対する社会の認識の欠如.
 男女平等,ジェンダーのメインストリーミング,及び行動綱領や男女差別撤廃条約の監視を促進するための制度的基盤としての国内的機構の設置に対する認識。 機構の可視性,地位,行動範囲などの進歩。 すべての法律,政策,プログラム,プロジェクトへのジェンダーの視点を導入。 ジェンダー研究の分野での人材開発の貢献,及び男女別データの作成・普及。 	H制度的仕組み	・財政,人材,政治的意思や責任の欠如. ・政府機関内にある男女平等とジェンダーのメインストリーミングに対する理解不足,ジェンダーによるステレオタイプや差別的な考え方の優勢,政府の優先課題の競合. ・性別データの不足,性別評価に基づいた方法の不適用. ・市民社会と政府当局とのコミュニケーション及び連携不足.
・法律の改正,婚姻や家族関係,女性の財産権や所有権,政治・労働・雇用に関する権利を律する民法,刑法及び私法内の差別的な規定の撤廃. ・政策措置の採用,執行・監視機構の改善,法律の理解と認識向上を図る キャンペーンの実施を含む環境整備. ・165カ国による女性差別撤廃条約批准と加盟,及び女性差別撤廃委員会 による監視. ・第54会期特別総会での女性差別撤廃条約選択議定書の採択. ・女性NGOによる女性の人権向上のための貢献.	I女性の人権	・ジェンダーによる差別や区別,人種主義や人種差別,外国人嫌い,不寛容,武力紛争。 ・2000年までに女性差別撤廃条約を批准するという目標は未達成であり,留保もかなり残っている。 ・有害な伝統的慣習や否定的に男女をステレオタイプした差別的な法律の存続。 ・家族法,刑法,労働法,商業規定,行政上の規則や規制におけるジェンダーの視点の欠如。 ・法律や規制の不完全な実施。 ・一部で女性を差別する新しい法の導入。 ・司法関係者の人権意識の欠如,感受性のなさ,ジェンダーの偏見。・行動網領パラグラフ95で定義されたリプロダクティブ・ライツに関する認識不足。 ・先住民女性の人権侵害問題。
・地域,国内,国際的なメディアネットワークによるグローバルな情報の 普及,女性グループの活動支援,意見交流の誕生. ・インターネットなどの情報通信技術の発展により,多くの女性による知識の共有,ネットワーキングや電子商取引などを利用することができるよう女性や少女たちのエンパワメントやコミュニケーション機会の拡大. ・女性メディア組織,女性プログラムの増加によるメディア内の女性の積極的な描かれ方の促進. ・公正なジェンダー描写と番組内の性差別的ではない文言の使用を奨励する指針と自発的行動規範の確立.	J女性とメディア	・ボルノグラフィーやステレオタイプな描写,女性の否定的で極端に品位を下げるようなイメージが,新しい情報通信技術の別の形の使用によって増加している. ・メディアに依然として残る偏見. ・貧困,アクセス機会の不足,非識字,コンピューターに関する知識不足,言葉の壁による情報通信技術の利用不可能. ・開発途上国の女性としての限界.
・環境政策及びプログラムへのジェンダーの視点の導入.・女性を対象とした所得創出活動,天然資源管理及び環境保護に関する訓練の採用.・先住民女性たちの持っている環境に関する知識の活用と保護.	K女性と環境	・女性を取り巻く環境への一般的な認識不足. ・環境問題が与える影響は男女差があるという認識の欠如. ・環境政策やプログラムにおける女性の役割や貢献に対する考慮不足.
・あるレベルでの,ジェンダーを考慮した学校環境整備による,教育インフラの向上,就学率及び留保率の上昇,妊娠中の少女と十代の母親への支援体制,ノンフォーマル教育の機会増大,理系授業への出席率改善・女児の性,及びリプロダクティブヘルスなどに対する注目・・女性性器切除を禁止する法律の導入,性的虐待,人身売買,女児の商業的性的搾取に関与した者に対する罰則を強化する国の増加・・第54会期特別総会での,武力紛争下の子ども,子どもの売買,子ども売春,子どもポルノなどを含む子どもの権利条約の選択議定書の採択・	L 女児	・貧困の存続,女児の潜在的能力を制限するような差別的な考え方,女児への否定的な文化的考え方や慣習,男児と女児への否定的なステレオタイプ付け,女児の特殊な状況に関する認識不足,児童労働,女児に負わされる家庭での重荷,栄養不足,ヘルスサービスへのアクセス不足,女児を教育から排除してしまうことになる資金不足. ・貧困,親の助け,虐待,教育を受けられないために,望まない妊娠やHIVの感染を引き起こす. ・資金及び人材を欠いた女児のプログラムの存在. ・女児のための施策やプログラムを実施する国内的機構の不整備. ・女児への性的虐待や性的搾取の増加.

(成果文書" Women 2000, Unedited final outcome document as adopted by the plenary of the special session: Further actions and initiatives to implement the Beijing Declaration and Platform for Action"より作成.)

表3 第3章 新たな課題

	・情報通信技術の発達			
	・資金の流出,民営化による社会福祉分野の予算削減			
	・文化的・社会的な価値観,ライフスタイルの変化			
グローバリゼーションが女性にも	・「貧困の女性化」の拡大及び加速			
たらしたさまざまな影響	・経済格差の増大			
	・国内にある不平等の深刻化			
	・不平等な雇用状態の創出			
	・恩恵を受けることができない女性の出現			
構造調整プログラムの影響	・基本的社会サービスの低下			
in-chiez 177100 i	・教育,健康分野の予算削減			
	・雇用創出			
科学技術の進歩	・新しい分野に女性が参入する機会の欠如			
	・低賃金、パートタイム就労、失業、解雇にあいやすいなどの不利な条件のも			
	とでの労働			
HIV / AIDSの深刻化と女性への影				
響	・HIV / AIDSに感染した女性への偏見・差別			
高齢期の女性の問題				
思春期(青年期)の女性に対する取り組みと関心の増大				
男性と女性の関係と役割についての見直し				
無償労働の評価の必要性				

(成果文書" Women 2000, Unedited final outcome document as adopted by the plenary of the special session: Further actions and initiatives to implement the Beijing Declaration and Platform for Action "より作成。)

表4 成果文書において強調された課題

	強調された課題及びパラグラフ番号		
A健康	・妊産婦死亡率 107 (a) bisA健康・教育プログラム 107 g quarter・保健部門の改革 115 d		
B暴力	・名誉殺人と強制結婚 103 d, 130 a ・ダウリーに関連した暴力 130 a ・夫婦間レイプ 103 c		
Cグローバリゼーション	・女性に与える悪影響の認識と,社会的保護への平等なアクセスの保障 110 a, 118k・マクロ経済の意思決定過程への平等な参加 125 g		
 ・財産相続権と所有権 102 k ・家事労働へのアクセス 135 d ・ジェンダーを考慮した予算 30, 109 a ・労働での女性の権利に関するILO宣言 127 b 			
E人権	・女性差別撤廃条約選択議定書の批准 102 g ・保護施設に関するジェンダーの視点 102 l ・先住民女性の特殊なニーズと権利の認識向上 103 e, g, 128 h		
F政治的エンパワメント	・政党や議会における女性の参加を拡大するためのクオーター制及びその他の措置 117 a bis		

(http://www.women2000newsroom.org/ngos-respond.htm より作成.)

ンスも法規制の対象とすることが明記された(パラグラフ103a, 103b, 103c).

ここで特筆すべき点として,男性及び少年のた めの固定的な性別役割分担意識解消に関する教育 やプログラム・政策の推進が強調されたことであ る (パラグラフ49, 101b, 101e). 男女平等な社会 づくり,あるいは女性問題の解決のためには,男 性のあり方についても配慮する必要がある.こう いった観点の背景には、決して女性たちの手だけ で乗り越えられる課題ではないという考え方が表 れているだろう. 例えば, UNIFEMによる "Men and Boys Preventing Violence against Women " とい うパネルでは,男性たちによる活動が紹介されて いる.特に,カナダのホワイトリボン・キャンペ ーンの代表マイケル・カウフマンは、「男が女性 に暴力をふるったとき、大部分の男が黙っている」 と指摘、そして「暴力をふるう原因をはっきりさ せ,男性や少年が女性とのパートナーシップをい かにしてとるのかその方法を考えるべきだ」と述 べている.また,UNIFEMの事務局長であるノー リーン・ヘイザーも,「女性に対する暴力は女性 だけの問題ではなく、すべての人々の問題である」 ことを強調した14.

(4) Beijing + 5 か, Beijing - 5 か

このように成果文書の協議に際して,多くの国の意見が一致した.しかし一方で,ある特定の分野では,どのような言葉で表現するのか,あるいは複数形のsを付けるのか否かという小さな問題から大きな問題まで,議論が真夜中まで行われ,文書採択が危ぶまれた.この会議の最初には,261の項目のうちたったの59項目しか合意を得られていなかったのだからそれも当然だろう」5.

例えば、一方的な強制措置や経済制裁が当該国の女性の状況を悪化させたという分析に関して、一部の諸国間で深い対立が生じた。とりわけ、家族の概念、セクシャル・オリエンテーション(性的指向)及びセクシャル・ライツ(性的権利)をめぐっての意見の対立は、内外のメディアでも多数取り上げられ、文書採択が暗礁に乗り上げている様子が報道されていた。家族の概念については、先進諸国が「同性愛、未婚カップルも家族として認めるべきだ」とする主張と、伝統的な家族

の形態を重んじるバチカンやイスラム諸国との間で対立し、家族の「多様性」を認めるという抽象的な表現となった(パラグラフ51ter).

一方, セクシャル・オリエンテーションとセク シャル・ライツについては, さらに意見の対立が 際立った(パラグラフ107g). 女性自身が子ども をいつ何人産むのかを自分で決める権利であるリ プロダクティブ・ライツから、より広い女性の自 己決定権の一つとして、セクシャル・ライツを認 めることが欧米先進諸国から提案された、セクシ ャル・ライツには,中絶,避妊,同性愛,さらに はいつどこで誰とセックスをするのか自分で決め ること、妊娠のためだけでない性の多様なあり方 を含んでいる、これらの概念を文書に入れたい欧 米先進諸国と, 宗教的に認められないとするバチ カン,ニカラグア,アルジェリア,スーダンなど のイスラム諸国との対立は,今回の成果文書が行 動綱領よりも弱い文書,北京よりもマイナスにな ってしまうのではないかと懸念された.例えば, 中絶についての議論の行き詰まりを国連人口基金 のナフィス・サディクは次のように表現してい る.「確かにあらゆる病気や死,苦しみを必然的 に伴う安全でない危険な人工妊娠中絶を望む代表 はいない.しかしそうでないならば,意見の不一 致はいったい何なのか」17と.

結局,これらの文言や概念などは明記されなかったが,行動綱領に盛り込まれたことは死守された。そしてCNNのニュース報道によれば,多数の活動家組織が次のように成果文書を評価した.「具体的な基準や数値目標,期限付き目標,行動綱領の実施を目的とした指針を含んだより強い文書に同意するのに,ある一部の政府や国連機関の政治的意思が十分になかったことを残念に思う」。このような会議では,必ず政治的,宗教的な思惑が絡み意見が対立する.この言葉は,こういった世界会議の様相を如実に物語っているといえる.

4.ニューヨークでの滞在 ワークショップへの参加

今回,筆者はNGOのグループ「平和のための 女性ワークショップin N.Y.実行委員会」の一員と して,ニューヨークでのワークショップ開催とい

う貴重な体験をした.

まず、1999年10月、日本の民間団体「ジャパン・グローバル・フォーラムと女性メディアセンター」HKW実行委員会が国連特別総会女性2000年会議に合わせて、平和・男女平等・開発をテーマに「Japan Global Forum」を企画、主催し、参加団体を募集した「Japan Global Forum」は、政府間会議の傍聴ルートは持たないが、NGOでも個人でも参加できるフォーラムを、と準備されたものである。6月3日から9日まで、国連本部前の809UNプラザビルにおいて、日本からは約900人、外国人も合わせて、延べ2300人余りが参加し、「メディア」「和平」「開発・女児」「加齢」「男女平等」「NGO・市民社会」などのテーマで連日シンポジウムと23のワークショップが行われた。

そのフォーラムにおいて,広島の願いである平和をテーマにワークショップ開催し,女性のエンパワメントの促進を図るとともに,被爆地広島の女性として,世界平和の実現に貢献できるよう,広島市と広島市女性団体連絡会議によって設立されたのが半官半民のグループ「平和のための女性ワークショップin N.Y.実行委員会」である.実行委員会にはさまざまな経歴の女性27名が参加し,1999年12月から2000年11月までワークショップ開催に向けて企画・運営活動を行った.そのうち筆者を含め7名がニューヨークに赴き,「Japan Global Forum」において,「広島の原爆の実相」「核兵器廃絶」「戦争と女性のかかわり」の3本の柱を設定しワークショップを行った20.

本節で紹介するシンポジウムやイベントは,国連本部内でのNGO会議への参加認証を受けていないNGOでも参加できるものである.ユニセフの場合,事前予約が必要であるが,ここでは,より多くの人に開かれた公開性の高いイベントをといれた(とはいえ筆者のような何の資格もないーしかし,シンポジウムやイベントには多くの国連機関のトップや関係者,NGO代表者もゲストとして招かれており,全体の公式会議の進捗状況が伝えられたり,草の根の人の声が公式会議に届けられるといった双方向のつながりがあるため,看過できないと考える.また,世界の女性がおかれている状況がどのようなものであるかあまり報道され

ていない状況に鑑みて,ここでは女性たちの生の 声を聞くことができるようなイベントを紹介す る.

(1) NGOオープニング・セレモニー²¹

6月5日,国連本部近くのダク・ハマーショルドプラザの広場において,女性2000年会議の始まりに合わせ,アメリカのホスト・コミッティによるNGOのためのオープニング・セレモニーが行われた.このセレモニーは,アナン国連事務総長をはじめとする国連関係諸機関の代表者やNGO代表者,アメリカの著名人などによるスピーチと,アーティストによる音楽や踊りのパフォーマンスで構成されていた.

広場には1000人近い女性たちが集まり,スピーチの言葉を聞いてはシュプレヒコールをあげていた.今回の会議は,すべてのNGOが一同に会する場もなく,政府間会議の傍聴も一部にしか認められないとあって,広場の女性たちの盛り上がりは大変なものであった."Women's rights are human rights. Human rights are for every women."と連呼する姿は,女性の連帯を意識させるものであり,圧倒的な勢いを感じた.いくつか印象に残った言葉としては,

- ・女性の権利はゴールではなく,すべての人のための平和・開発の道筋である.(コフィー・アナン:国連事務総長)
- ・北京会議から後戻りはできない.前進あるのみ. (メアリー・ロビンソン:国連人権高等弁務官)
- ・ただの会議で飢えはなくならない.女性に食糧 を.(キャサリン・バティーニ:世界食糧計画 事務局長)
- ・女性に力をつける挑戦はすでに始まっている. (マーク・マルコ・ブラウン:国連開発計画局 長)
- ・貧困の撲滅,女性の権利を人権と認めよ.女性 のための機会均等を.(クラウディア・ケネディ:アメリカ陸軍中将)

などである.どのスピーチも力強いものであり, さまざまな女性問題の解決にかける情熱と使命を 実感した.とりわけ筆者の目を引いたのは軍服に 身を包んだケネディ陸軍中将の登場であった.陸 軍中将という軍隊の中でも高い地位にある女性

が、このような場において、女性のための機会均等を訴えるということは何を意味するのであろうか、この裏にはフェミニズムが抱える根本的な問題が隠されているのではないだろうか、湾岸戦争への女性兵士の参加以来、兵士となることも男女平等・機会均等を訴えることが主流となって男女平等・機会均等を訴えることが主流となっているアメリカの現状を改めて見せつけられた「こな気がした²²、女性も銃を持ち男性と同等につなな気がした²²、女性も銃を持ち男性と同等につながるのかどうか、フェミニズムの根幹を考える上で非常にシンボリックな一場面であった。

(2) ユニセフシンポジウム23

今回最も印象に残ったのが,6月5日ユニセフハウスで行われた"Girls As Their Own Adovocates"というシンポジウムである.世界各地で若い女性や少女たちが直面している問題,例えばFGM(女性性器切除),武力紛争と子ども兵士,トラフィッキング,HIV/AIDS,性と生殖に関する問題などについて,いかに人々の意識を向けさせるかというテーマで議論が行われ,5人の10代の少女が壇上で自分の国の直面している問題,自らの体験や活動を語った.

まず,エジプトから来た12歳の少女がFGMについて語った.彼女の話によると,FGMは「古くから伝わる伝統的な慣習であり,それゆえに疑うことなく守られるべき伝統なのだ」と年長者から聞かされてきたという.彼女自身は,非常に恵まれた家庭に生まれ,兄弟分け隔てなく育てるという両親の考えによってFGMを受けなかったため,それを廃止すべきであると主張した.そして,多くの少女たちが10代で母親になったり,性的虐待を受けていることも多いので,教育,特に健康・衛生に関する教育の必要性と,女性が自分で夫を選ぶ権利をと訴えた.

次に,以前こども兵士であったウガンダの18歳の少女である.彼女の生まれ故郷であるウガンダは,14年もの間紛争が続き,子どもが誘拐されたり,殺されたりと,今でも子どもたちに多大な影響を及ぼしている²⁴.彼女自身14歳の時,誘拐されスーダンに連れて行かれ,そこで反乱軍の兵士となるための訓練を受けさせられ,その時の経験

を語った.彼女は運良く親切な人に助けられ,脱出することができたが,多くの友人が殺されたという.今でも兵士だったころの恐怖や,多くの友人が死んだのに自分だけが助かり生き残ったという負い目,トラウマに苦しみ,セラピーを受けながら前向きに行きていこうとする彼女は,現在も北ウガンダで政府軍と反政府軍ゲリラとの戦闘が続いている紛争を解決する手段を見つけるよう聴衆に訴えた.

彼女の痛ましい体験に対し,ナイジェリア出身のレスポンダー(これもまた10代の少女)が,「彼女はこの若さでもう許そうとしているが,加害者の男たちは厳しく処罰されるべき」だと力強く語り,会場も同意するように激励の拍手を送った.

次のネパールの13歳の少女は,トラフィッキングと呼ばれる人身売買に関する話題と15~17歳での早婚について取り上げた.彼女は北部の村の「子どもクラブ」の一員で,保健衛生や性教育,HIV/AIDSやSTD(性感染症)などの問題に関する人々の意識を高めようと活動している.彼女のこのような活動に対し,司会者が「大人がやったことのために最近では子どもがそれを引きうけているなんて驚くべきことだ」。5と皮肉と驚嘆をこめてコメントした.

続いてのグアテマラから来た15歳の少女は、グ アテマラの先住民の人々への教育と差別撤廃を求 めるためのコミュニティ参加型プロジェクトで活 動しており, 先住民たちの状況について語った. 先住民たちは,500年もの間差別され続け,経済 的・社会的権利が剥奪され,なかでも女性はジェ ンダーによる差別を受け、リプロダクティブ・ラ イツもなく, 伝統的な性役割が押しつけられてい る状況にあると述べた.また,1994~96年にかけ て,軍による性暴力・レイプ・虐殺が議論される ようになった、彼女自身もそうであるが、先住民 の女性たちは,人種と性別による二重の差別を被 っていると述べた. さらに, 子どもであることで 権利が奪われているが, 子どもであっても声をあ げる権利があると主張した、そして、先住民の女 性・子どもが差別を受けないようにするために は,2ヶ国語による教育及び親によって決められ てしまう女性の早婚に反対できるだけの知識をつ けるような教育,健康に対するサービスの質的向上,機械や刺繍などの手工業といった職業訓練の必要性を訴えた.

最後に,ベラルーシの17歳の少女が,ガールスカウトのリーダーとしての日々の活動について語った.彼女は,子どもたちに自分自身の性や健康についての意識を得たり,それらにもとづいて彼らが自己決定していくことが重要だということを述べた.そして,性や健康,食事や栄養に関する啓発プログラム活動や障害を持っている人のための活動を紹介した.

どの少女の発言も身近に起こっている自分たち の問題について自分の言葉で語っており,300名 近くの聴衆を目の前にして語る姿に感銘を受け た、また彼女たちの発言を聞いた後、それぞれに レスポンダーがコメントをし、会場からも多くの 質問や意見,励ましの言葉が出た.少女たちは, まず女性であるということ、そして民族的にマイ ノリティに属するということ, さらには子どもで あるという,いわば「トリプル・バインド」(三 重の拘束)をうけやすい状況にある.このシンポ ジウムを通してグアテマラの少女の「子どもにも 声を上げる権利がある」というあまりにも当たり 前のことを改めて実感した、ウガンダの少女のよ うに,子どもが銃を持たされ,兵士として殺し合 いを強制されるという現実を日本にいる私たちは いかにうけとめるのか. そして, 彼女たちのよう に声を出すことさえできない(できなかった)子 どもたちの存在をどこまで共有しうるのか問われ ているといえよう.

ベラルーシの少女の「グローバルな問題というのは小さな問題も含んでいる・小さな問題がいくつも積み重なって大きな問題になる・大きな問題になる・大きな問題になる・大きな問題になる・大きな問題を草の根から取りかかることが大切である」との発言は、どこか遠い国で起こっないである」との発言は、どこか遠い国で起こっないる自分とは関係のない問題だからと思いがちな私たちの意識に警鐘を鳴らすものであった・そして管見の限りでは、メディアによる報道(特に外のメディア)が、成果文書採択の際の議論紛かの様子や意見の対立にのみ注目した内容が多かった・もちろん会議の進捗状況を伝える報道も大切ではあるが、このシンポジウムのような具体的で

かつ女性(少女)たちの直面している問題に焦点を当てた報道があまりにも少ないのは非常に残念であった.

5.おわりに 今後の課題と展望

北京では、「女性の権利は人権である」という 認識が芽生え,以来5年間でその認識は人々の認 識のなかにかなり定着した. 今回の会議はそうい った認識を実際に行動に移し,社会を変革しいか に強化していくかという点が強調された.そして, その間にさらに女性を取り巻く新たな課題も,私 たちの目の前に出された.トラフィッキング,ダ ウリー,名誉殺人,武力紛争下の女性といった問 題は、決していきなり現れたのではなく、人々の 問題を問題として捉える視点によっていわば問題 化されたものといえる.また,セクシャル・オリ エンテーションやセクシャル・ライツといった概 念もまだまだ議論の余地があるが, 私たち自身の 生き方の見直しを迫るものとなっている.これら の問題は,常に伝統的文化的慣習と「普遍的」人 権とどちらを優先させるのか、そして宗教や文化 と個人の自由な選択との葛藤をいかに考えるのか という課題を引き出す.

これらの課題から、この会議を自分の日常生活 とどのように関連付けることができるのか,視点 を転じる必要があるだろう.筆者は今回幸運にも ニューヨークに行くことができ,現地の様子をあ る程度ではあるが,肌で感じることができた.し かし,会議が開かれていることをいったいどのく らいの人が知っているのだろうかと考えた、日本 での報道の内容や行政機関などによる広報にも限 界がある.女性ばかり集まってワイワイ「井戸端 会議」をやっているとみる人もいれば,成果文書 はただの紙切れだと思う人もいるだろう.国際的 な会議でのコンセンサスや対立が自分の生活にど のような影響を及ぼすのか,あるいはまったく影 響を及ぼさないのかを考える機会を与えるよう な,そしてもっと身近に感じられるような会議と なる必要があるだろう.

帰国してから女性2000年会議に関する資料を探すため,インターネットでいろいろな情報を取り出す作業を行った.公的なものから私的なサイト

までありとあらゆるジャンルの大量の情報を得ることができた.けれども多種多様な情報が大量にあったとしても,それらを手に入れる環境と能力(とりわけ英語の能力)が平等に与えられているわけではなく,ごく一部の人にしか享受できないのが現実である.成果文書にもあるように,情報通信技術があらゆる人に恩恵を与えるまでにはまだまだ先の話であり,ここでも女性が分断されている状況を実感した. ニューヨークに行ける 人/行けない人 ,発言の機会が与えられている人/行けない人 ,それは女性のなかの階層化と序列化をもたらし,モハンティ(1993)のいう表象/言説の場としての会議を想起させた.

スピヴァック(1999,38)は北京行動綱領に関しても,国際的には分断されたままの支配的立場の女性達によって管理運営されつつ,世界の女性をひとつの法規範,ひとつの市民社会のもとへと連れ込もうとする努力の中には,何かしら壮大なものがあったと述べている.成果文書を絵に描いた餅にせず,女性のなかの階層化・女性の分断をうまないようにするために,「わたしたち」はいかにこういった言葉に自覚的になれるだろうか.

フェミニズムの運動は,一般化を主張すれば,ことごとく,特定の集団が権力を主張していることを隠蔽しているのではないかと疑われ,「女」という名のもとで語れば,ことごとく,女性たちを分けていると言われている人種や階級や文化や性指向といった無数の差異から反撃を受け,女とか人間の雌についてフェミニズムが理論化をおこなえば,それは白人中産階級で知的職業の異性愛の女性たちの覇権的な言説だと称される多くの分派や分裂体から糸を紡いでいるのである(ベンハビブ2000).

それには土佐(2000,99)の指摘する女性NGOのネットワークがもたらした「共通問題の発見」の重要性を評価しながらも,立場の異なる人々が集まる場にわが身を置いたとき,自分の拠っているもの,例えばエスニシティ,性別,階級などに対し.意識的に反省的(かえりみる)になることが女性の連帯を切り開く第一歩となると考える.

こういった課題のなかで,会議の将来性をあげるとするなら,女性問題は女性だけの問題でもないし,女性の力のみによって解決できるものでは

ないという観点から,成果文書に男性と少年への配慮,つまり彼らの教育への見直しが明示されたことではないだろうか.教育に関わる者として,この点にも今後注目していきたいと考えている.

謝辞

ニューヨークでの筆者の貴重な経験は,数多くの方々の温かい支援によるものである.ここに記して感謝の意を表する.

註

- 1 世界女性会議の流れに関しては,主に次の国連関係機関による刊行物を参考にしてまとめた(国際連合広報センター編・国際女性の地位協会訳(1998),国際連合広報センター(2000)).
- ² 本稿の女性2000年会議に関する情報は,国連機関, 日本の行政機関,日本国内・海外のマスメディア, 内外の女性団体によるホームページ,刊行物,新 聞,ニューズレター,パンフレットなどを参照した.また筆者が現地ニューヨークにて収集した資 料も含む.そのうち主なものは参照文献に列記した.
- ³ http://www.un.org/womenwatch/daw/followup/session/presskit/gasp.htmより.
- 4 北京宣言及び行動綱領の目的と目標達成への決意を表明する宣言.主な言及事項は次の通り. 先進諸国によるODAの国際目標の達成, 女性差別撤廃条約の完全批准, NGOの役割と貢献の再認識, 男女平等の推進に向けた男性の関与と共同責任の強調, 2005年に行動綱領等の実施状況を評価する会合の開催(http://sorifu.go.jp/danjo/wy2000/soukai-gaiyou.htmlより).
- 5 これは裏を返せば、あまりにもNGOの力や存在が 大きくなりすぎて、政府間会議に与える影響が強 すぎるということの表れともいえる、実際、NGO のロビー活動による圧力を回避し、文書採択をス ムーズに行うための策であるとの声も一部では出 ていた、現実問題として、国連本部の狭い敷地内 に何千、何万人という人々が詰め掛けてくると、 消防、警備、テロの危険性などいろいろな問題が 生じ、制約せざるを得ない、各国政府の要人など

が集まってくるため,警察官の数も非常に多かった.

- 6 Accreditationとは認証,信任状のこと・国連の集会 や会議及び事前手続きにNGOの代表が出席するこ とを可能とする正式な登録・国連世界会議とその 事前委員会に出席を認められるためには,経済社 会理事会で諮問的地位にないNGOはその組織と活動方針についての特別な報告をしなければならない・認証されると次のものを受け取ることができる・国連世界会議が開催される会場への入場パス, 文書閲覧の権利,政府が集まるメイン会議室への 入場権利,口頭及び書面による陳述の機会,関係 代表者や他のNGOスタッフたちと事案や立場について話し合う機会(UNIFEM/UN NGLS (1999))・
- 7 北京会議以降に誕生したNGOにも参加資格が認められた.今回申請が認められたのは,322団体,日本では9団体が資格を得た.
- * Women Action 2000, June 6, 2000. Women Action 2000は,女性のエンパワメントを最終目標とした,グローバルな情報ネットワークをもった新聞で,特に女性とメディアについて焦点を当てている.今回,女性2000年会議の活動に関して意見を表明したり,議論を促したりするために,批判的に考察する場を提供するという目的のもと,3ヶ国語(英,仏,西)により発行されている.
- ⁹ Women Action 2000, June 8, 2000.
- "コーカスとはもともと党員集会や幹部会を意味し、行動綱領の12の重大問題領域に対応したテーマ、例えば「暴力」「健康」「教育」や、「アフリカ」「アジア・太平洋」といった地域ごと、あるいはテーマと地域をあわせた内容のコーカスも組織された。
- ¹² NGOのイベントやフォーラムは主に次のような場

- 所で行われた.チャーチ・センター,カスタム・ハウス,ハンター・カレッジ,コロンピア大学,マンハッタンコミュニティ・カレッジ,ニューヨーク市立大学大学院など(The Earth Times, June 5, 2000)
- 3 このようなイベントに関しては、参加資格を問われる場合とそうでない場合があった.例えば、事前にレジストレーションをしておかなければ入場できない場合や、レジストレーションなしで当日飛び入りでも入場できる場合、あるいは登録料を支払えば入場できる場合など、状況によってさまざまであった.
- ¹⁴ The Earth Times, June 7, 2000.
- 15 2000年3月17日の事前協議において、合意が得られなかった問題とは、家族の定義、土地所有権及び相続権、開発の権利、リプロダクティブ・ライツ及びセクシャル・ライツ、セクシャル・オリエンテーションである(International Women's Tribune Centre 2000a).
- * 日本国内の新聞では、朝日新聞(6月6日,6月8日,6月10日(夕刊)),毎日新聞(6月11日),中国新聞(6月7日)など、一方で女性問題専門の新聞である女性ニューズでは、この手の話題を取り上げた記事は他紙と比較して非常に少なかった、海外では、The Earth Times(6月5日,6月7日,6月9日),Women Action 2000(6月7日)などに掲載されている。
- ¹⁷ C N N 二 ュ ー ス , 2000年6月10日 . http://www/cnn.com/2000/US/06/10/un.women.03/ .
- 18 NGOの代表者たちのなかには,実際北京よりも後退したと評価する人も多い.さらに,このような国連の会議では,各国が単独で交渉をする場面は少なく,たいていの場合,主張を同じくする国どうしで同盟を組み,自分たちの意見が取り入れられるよう交渉を進める.今回の会議では,日本,アメリカ,カナダ,ニュージーランド,オーストラリア,EU以外の先進国9カ国で作るJUSCANZ(ジュスカンズ),EU,開発途上国で作るG77(現在は133カ国),イスラム諸国,南アフリカの13カ国で作るSADC,ラテンアメリカの数カ国で作るSLACなどのグループによって交渉が行われた.ただし,問題が複雑化するにしたがって,この同盟も流動性が高くなり,問題によってはこの構図も

崩れることがよくあるという.

- ¹⁹ C N N ニュース , 2000年6月10日 . http://www/cnn.com/2000/US/06/10/un.women.03/
- ²⁰ ワークショップの内容については本稿ではふれない、実行委員会による報告書が発行される予定.
- ²¹ The Earth Times, June 6, 2000.
- 2 アメリカ最大の女性団体である全米女性機構 (NOW)は,女性の軍隊内における任務を輸送・通信などの後方支援活動に限ることは,すなわち女性の昇進を阻む要因であり,女性差別であるとし,湾岸戦争において女性兵士の戦闘参加を要求して以来,今でも女性の軍への参加の平等を求め続けている.この問題に関しては,フェミニストの間でも意見の分かれる点であり,フェミニズムは何を求めているのかという根本的な問題とも深く関わっている.これに関する詳細は次の論文を参照(土佐(2000,15-24),加納(1998,106-120),上野(1999,47-57)).
- ²³ このシンポジウムに関する記事は, The Earth Times, June 6, 2000に掲載.
- 24 子どもが兵士として使われる理由は,値段も安く操作が簡単なAK 47やM 16などの軽火器が広く使われるようになったこと,子どもは脅しに弱く反抗することなく命令によく従うこと,そして大人よりも逃亡することも少なく,給与を求めることもないためといわれている.ウガンダでは1986年に国民反乱軍が推定3000人の少年兵を抱え,その多くが16歳以下であり,500人の少女も含まれていたという.特に,リベリア,アンゴラ,モザンビーク,ミャンマー,グアテマラなどでは,子どもが兵役を志願したり,政府軍あるいは反政府軍が子どもを強制的に徴募していたという(ユニセフ1995).
- 25 註23の記事.

引用・参照文献

上野千鶴子 (1998),「女性兵士の構築」江原由美 子編『フェミニズムの主張4性・暴力・ネーショ ン』, 勁草書房, 3-30.

上野千鶴子 (1999), 「英霊になる権利を女にも? ジェンダー平等の罠」『同志社アメリカ研究(同 志社大学紀要)』, 35号, 47-57. 加納実紀代 (1999), 「再考・フェミニズムと軍隊」 『インパクション』, 115号, 106-120.

ガヤトリ・C・スピヴァック (1999),「女性史の 異議申し立て」『思想』, 898号, 35-44.

国際連合広報センター編・国際女性の地位協会訳(1998),『国際連合と女性の地位向上 1945 - 1996(国際連合ブループックシリーズ第 巻・日本語版)』, 国際女性の地位協会発行.

国際連合広報センター(2000),『非公式訳 女性 2000年会議』, 国際連合広報センター発行.

セイラ・ベンハビブ (2000),「性差と集団的アイデンティティ グローバルな新たな配置」『思想』,913号,59-90.

女性2000年会議日本国内委員会 有識者部会編集・発行 (1999a),『NEWSLETTER』, 創刊号 (1999.8.25).

女性2000年会議日本国内委員会 有識者部会編集・発行(1999b),『NEWSLETTER』, 第 2 号(1999.11.30).

女性2000年会議日本国内委員会 有識者部会編集・ 発行 (2000a),『NEWSLETTER』, 第 3 号 (2000.4.14).

女性2000年会議日本国内委員会 有識者部会編集・ 発行 (2000b),『NEWSLETTER』, 最終号 (2000.7.25).

総理府・男女共同参画室編集・発行(2000),『えがりて』132号(2000.7.15).

竹村和子(2000),『フェミニズム』, 岩波書店.

チャンドラ・タルペート・モハンティ(1993),「フェミニズム研究と植民地主義言説:西洋の目」『日米女性ジャーナル』, 15,91-120.

土佐弘之(2000),『グローバル/ジェンダー・ポリティクス』,世界思想社.

藤原千賀(1996),「世界女性会議 女性NGOと日本の課題」『武蔵野女子大学紀要』,31号(2),113-123

ユニセフ (1995), 『1996年世界子供白書』, ユニセフ駐日事務所発行.

UNIFEM / UN-NGLS (1999), 『国連世界会議に参加するためのガイドブック』, 学会事務センター(原書名: PUTTING GENDER ON THE AGENDA).

【インターネット及び新聞など各種メディアの資料】

国連関係:

- ・http://www.un.org/womenwatch/index.html (国連の女性 2000年会議関連の全般情報)
- ・http://www.un.org/womenwatch/daw (国連女性の地位 向上部)
- ·http://www.unifem.undp.org(国連女性開発基金)
- ・http://www.conferenceofngos.org (NGOの全般情報)

海外の新聞:インターネットでも検索可能

- · WomenAction2000, June 5-9, (特集号) http://www.womenaction.org
- The Earth Times, June 4-10, (特集号) http://www.earth-times.org
- ・FLAME/FLAMME, June5-7, http://flamme.org (アフリカ女性に焦点を当てた新聞)

その他各種メディア:

- ・http://www.cnn.com (CNNニュース,6月7,10日の記事)
- International Women's Tribune Centre (2000a), PRE-VIEW 2000, No.4, New York. (女性2000年会議特集号)
- International Women's Tribune Centre (2000b), PRE-VIEW 2000, No.5, New York. (女性2000年会議特集号)

国内行政機関:

- ·http://www.sorifu.go.jp/danjo/(総理府男女共同参画室)
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikoku/chikyu/women/gh.
 html (外務省)
- ・http://www.unic.or.jp (国際連合広報センター)

国内の新聞:

- ·朝日新聞,每日新聞,読売新聞,日本経済新聞.
- ・女性ニューズ,2000年6月30日(女性問題関係の新聞:特集号)

Abstract

The results and issues of the United Nations General Assembly Special Session "Women 2000: Gender Equality, Development and Peace for the Twenty-First Century"

Ayaka UNO

Graduate Student, Graduate School for International Development and Cooperation,
Hiroshima University
1-5-1, Kagamiyama, Higashi-Hiroshima, 739-8529

The General Assembly Special Session of United Nations entitled "Women 2000: gender equality, development and peace for the twenty-first century", which is also known as Beijing+5, held at the United Nations Headquarters in New York from June 5 to 10, 2000. In order to make the five-year review of the Beijing Platform for Action determined in the Fourth World Conference on Women (Beijing 1995), the special session was convened as a follow-up action.

This special session focused on examples of good practices, positive actions, lessons to be learned, remaining obstacles and key challenges, regarding women's issues. Further actions and initiatives for achieving gender equality in the new millennium were also taken into consideration. At the end of special session, two documents: "Political Declaration" and "Further actions and initiatives to implement the Beijing Declaration and the Platform for Action: Outcome Document" were determined to follow by all the member nations of the UN. The author stayed in N.Y. from June 2 to 6 and participated in several events of this session.

The purpose of this paper is to mention the outline of "Women 2000" and to reveal the author's ideas in solving the problems of women's issues.

In the first part of this paper, the following three are discussed: (1) identifying changes and historical perspective of the global women's conference 1975-1995, (2) examining contents of "Women 2000", and (3) analyzing "Outcome Document".

In its second part, the symposium, panels and workshops in which the author took part were described (e.g. Beijing+5 NGO Host Committee Opening Ceremony and UNICEF Symposium).

Its final part is the following two concerned with pointed out: (1) the results and issues come out from this conference and other women's conferences, and (2) what we should do to create a peaceful and humane world based on all human rights and fundamental freedoms.